



★綾川町若者定住促進補助金交付事業★

住宅の新築、購入、建替えに要した費用の10%  
(上限100万円)が補助されます

綾川町では平成27年1月1日以降に、町内で新築、住宅購入、建替えの契約を行い、その住宅に転入・転居した40歳以下の方を対象に若者定住促進補助金を交付します。補助金の交付には条件がございます。年度ごとに改訂がある場合がございます。詳しくは綾川町役場にお問い合わせください。